

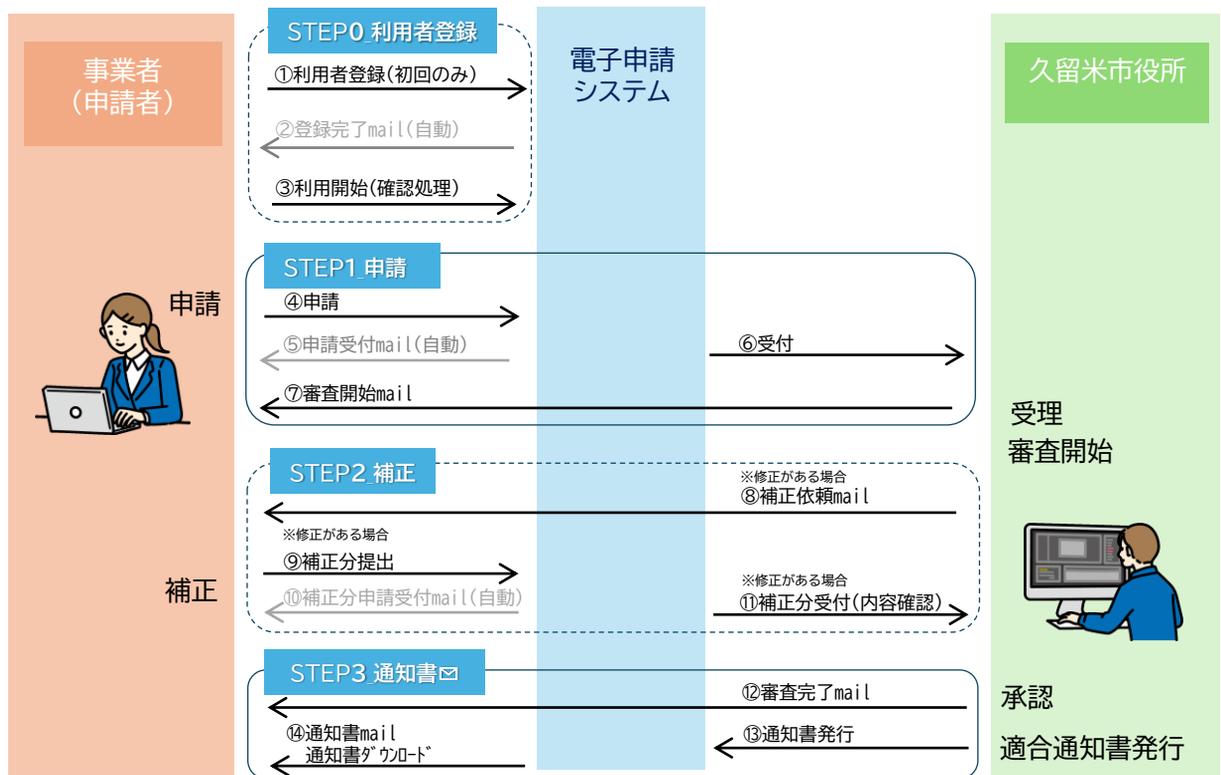
地区計画の区域内における行為の届出 電子申請

令和8年4月から地区計画の届出について『電子申請』による受付を開始します

1. 令和8年4月からの主な変更ポイント

- 届出方法に『電子申請』追加
届出方法と提出部数
・電子申請：電子データを申請フォームに提出してください。
・紙面申請：窓口又は郵送により、1部提出してください。
- 適合通知書の公印省略
「久留米市文書規定」の一部改正に伴い、適合通知書は公印省略します。
電子申請による適合通知書は、通知書発行お知らせメールにて届きます。(システムからダウンロードも可能)
紙面申請による適合通知書は、これまで通り紙面により通知します。

2. 電子申請の流れ



3. 電子申請の注意事項

- 届出日について
電子申請は、24時間申請可能ですが、窓口時間外(※1)の申請は、翌営業日に届出されたものとして扱います。
※1：平日の17:15以降、土曜日、日曜日、休日、祝日、
年末年始(12月29日から1月3日)の閉庁日
- 受付日について
書類が揃っており、添付図書に不備がない場合は、届出日を受付日とします。
当該行為に着手する30日前までに届出が必要です。余裕を持った申請をお願いいたします。
- 書類の不備の扱い
申請時に、不足図書等があった場合は、書類が揃った日を受付日とします。

